

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (8 件) (道路維持課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

公 告

- 海潟地区特定漁港漁場整備事業計画の公表 (漁港漁場課取扱い) 7
- 内水面漁場管理委員会指示**
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 7
- 内水面漁場管理委員会告示**
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定 (内水面漁場管理委員会取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 297 号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により，土地利用基本計画を次のように変更した。

なお，変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は，鹿児島県企画部地域政策課及び関係市役所において縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域，森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市
公有水面埋立てにより生じた区域の都市地域の拡大	奄美市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	鹿児島市，枕崎市，指宿市，日置市，南さつま市及び南九州市
自然公園として保護・利用する必要がある区域の自然公園地域の拡大	日置市及び南さつま市
自然公園として保護・利用する必要がない区域の自然公園地域からの除外	日置市及びいちき串木野市

鹿児島県告示第298号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
前野 博	瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358-1	外科	平成31年 3月20日
川平 秀一郎	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	泌尿器科	平成31年 3月20日

鹿児島県告示第299号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成31年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料（株） 鹿児島工場 9010401074443 （鹿児島市）	同 左	産直ビーフ前期	平成 30.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		プレミアム育成後期	30.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ホープミックス305	30.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ピースフル	30.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
竹之内穀類産業（株） 本社工場 8340001002664 （鹿児島市）	同 左	肥育用前期飼料ヤマタケ前期飼料	31.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		肥育用後期飼料ヤマタケ基本飼料	31.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
新生飼料（株） 鹿児島工場 4010401078985 （霧島市）	同 左	アミノメイズ	30.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		アミノグロース	30.12	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		アミノビーフ	31.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ハイカロ1号	31.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）南九州物産	同 左	TMR生産	31.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

本社工場 5340001007385 (霧島市)					
宮崎みどり製菓 (株) 大隅工場 7350001001922 (志布志市)	同 左	スーパーネッカリ ッチ	31.1	栄養成分等－粗灰分, カルシウム, り ん	無
鹿児島プロフーズ(株) 大崎工場 1340001001045 (曾於郡大崎町)	同 左	確認済, ポーク, チキン混合ミール	31.1	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）東部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年 4 月 1 日から同月26日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市上竜尾町4番26地先から190番1地先まで	前後	16.0～49.9 12.3～65.2	696.9 696.9

鹿児島県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字宇検字竹管原228番4地内	前 後	18.3～18.7 18.3～24.2	12.0 12.0
		大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の壺349番2地内	前 後	8.5～14.3 9.2～22.6	31.0 31.0
		大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎72番1地内	前 後	10.1～18.1 10.1～20.2	23.1 23.1

鹿児島県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字宇検字竹管原228番4地内	平成31年 3月29日
		大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の壺349番2地内	

鹿児島県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字テラン	前 後	6.0～19.4 10.5～41.8	392.5 380.0
		迫9495番1地先から同市大浦町字瀬戸ノ迫9351番1地先まで			

鹿児島県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-------	-----	---------	---------

県道	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字テラン迫9495番1地先から同市大浦町字瀬戸ノ迫9351番1地先まで	平成31年 3月29日
----	--------	---	----------------

鹿児島県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡和泊町大字喜美留字名原1292番1地先から同町大字西原字名西500番1地先まで	前後	4.1～12.2	666.8
				10.9～21.9	663.8

鹿児島県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

道路の種類	路線名	鹿児島県知事 三反園訓	
		供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国頭知名線	大島郡和泊町大字国頭字平安潤2758番1地先から同町大字西原字名西500番1地先まで	平成31年 3月29日

鹿児島県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字管鈍字上テル熊459番1地内	前後	14.4～24.0	22.8
				14.4～39.4	22.8

鹿児島県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字管鈍字上テル熊459番1地内	平成31年 3月29日

鹿児島県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南九州市穎娃町別府字土橋口5351番5地先から同市穎娃町別府字西廻下4923番1地先まで	平成31年 3月29日

鹿児島県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字土橋口5351番5地先から5387番3地先まで	平成31年 3月29日

鹿児島県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	霜出川辺線	南九州市川辺町高田字里瀧ノ上9188番1地先から9181番1地先まで	平成31年 3月29日

鹿児島県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月29日から2週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字上嘉鉄字長石499番7地先から同町大字浦原字マヤタナ63番1地先まで	平成31年 3月29日

北薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 29 日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターぬくもり園	出水市明神町1845番1	社会福祉法人ぬくもりの里	出水市明神町1845番1	尾上 利明	平成31年 4月9日	就労移行支援

始良・伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成31年 3 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島市基幹相談支援センター	霧島市国分中央三丁目45番1号（霧島市役所内）	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会	霧島市国分中央三丁目33番10号	福永 洵	平成31年 2月22日	地域移行支援

公 告

海潟地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、海潟地区特定漁港漁場整備事業計画（平成17年3月25日鹿児島県公報第2072号の2をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第30-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31日まで

内水面漁場管理委員会告示**鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第30－1号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る平成31年 3 月 29 日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第30－1号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流